

政党紙配布一審有罪

公務員の政治行為「禁止は合憲」

2005年9月の総選挙の投票票日前日、東京都内の警視庁職員官舎の集合ポストに共産党機関紙「しんぶん赤旗」の号外を配ったとして、国家公務員法違反(政治的行為の制限)の罪に問われた厚生労働省元課長補佐・宇治橋真一被告(62)の控訴審で、東京高裁は13日、求刑通り罰金10万円とした一審・東京地裁判決を支持し、被告の控訴を棄却する判決を言い渡した。被告側は上告した。

(山本亮介) 14面に関係記事

別事件は 高裁判断割れる

出田孝一裁判長は「政治的活動を禁止する国公法の規定は全面的に合憲。休日に職場と関係ない場での活動であっても、自由に放任すれば、行政組織内に政治的対立を生じ、行政への不当な政治的介入を招く弊害を否定できない」との判断を示した。

た旧社会保険庁(現日本年金機構)職員に対し、東京高裁の別の裁判長が今年3月、「罰則規定の適用は限度を超えた制約で違憲」と判断し、一審の執行猶予つき罰金の有罪判決を破棄して無罪を言い渡している。国家公務員の政治的活動に対する司法判断が高裁レベルで正反対に分かれた形。3月の高裁判決について

でもすでに上告されており、最高裁の判断が注目される。今回の控訴審も、国家公務員の政治的活動を禁じた法律の規定が表現の自由を保障した憲法に違反するかどうか争点だった。

判決は、60年代に社会党(当時)のポスターを掲示・配布したことで同罪に問われた「猿払事件」で、当時は国家公務員だった郵便局職員を有罪(一、二審は無罪)とし、国公法の規定を「合憲」と判断した74年の最高裁判決を踏襲。「公務員が政治的に中立であることは、行政に対する国民の信頼を維持するために重要だ」と指摘し、政党の機関紙配布の禁止は「合理的で必要やむを得ない限度を超えらるものとは認められず、憲法には違反しない」と述べた。

そのうえで宇治橋被告の行為への規定適用について検討。一審判決と同様に「選挙前に特定政党を積極的に支援する政治的偏向の強い典型的な行為で、放任することの弊害は軽くない」と判断し、弁護側の「職場外で公務員とは認識されずに配布した行為

公務員の政治的行為 国家公務員は国家公務員法によって政治的行為が禁止されている。人事院規則で具体的な禁止行為が定められ、政党や政治団体の機関紙の発刊や編集、配布のほか、政党へ

の勧誘、署名活動、集会で政治的意図を持つ意見を述べることなどが禁じられている。現在の法定刑は3年以下の懲役、または100万円以下の罰金。地方公務員も、地方公務員法で政治的行為が制限されている。

で、政治的中立性は損なわれない」という主張を退けた。今年3月の旧社保庁職員に対する高裁(中山隆夫裁判長)の逆転無罪判決は政治活動を禁止する規定は合憲として、配布行為に適用することとは違憲と判断した。一方、この日の出田裁判長の判決は禁止規定も適用もともに合憲と結論付けた。

二つの判決は猿払判決後の社会の変化をどう見たか、で分かれた。3月の判決は表現の自由を重視する「民主主義の成熟」を背景に「国家公務員の政治活動を全面的に禁止するのではなく、罪に問われた行為について、その職種や職種、行為があった時間や場所などを踏まえて検討すべきだ」と指摘した。一方、この日の判決は「社会の変化を踏まえても改めるべき点はない」と判断。「勤務時間外

の、職場と無関係の活動であっても、規制せずに放任することのすから行政の中立性が失われる」という猿払判決が示した「弊害」を改めて強調する論理をとった。宇治橋元課長補佐は05年9月、住居侵入の疑いで現行犯逮捕され、国公法違反の疑いでも追送検された。検察側は住居侵入罪については「事案が軽微」だとして不起訴処分(起訴猶予)としていた。

折込広告は、街に、人に、いちばん近い広告です。

0120-75-4611
www.asaori.co.jp

折込のみ取り扱いません
朝日オリコ